



必 読

2026年度

日本留学試験 受験上の配慮案内

[障害等のある方への案内]

本冊子では、日本留学試験を受験するにあたり、障害・病気や怪我を理由として、受験上の支援や配慮・調整を希望する方を対象に、日本留学試験での実施例や、申請方法、申請者と日本学生支援機構での調整方法等を説明しています。

受験上の配慮を希望する場合は、次の期限内のなるべく早い時期に申請してください。

あわせて、日本留学試験の出願も忘れずに行ってください。

受験上の配慮 申請期間	
第1回 (6月)	2026年2月2日(月)～2月27日(金) 日本時間(JST)17:00まで
日本留学試験の出願期間	
	2026年2月16日(月)～3月12日(木)
受験上の配慮 申請期間	
第2回 (11月)	2026年6月22日(月)～7月17日(金) 日本時間(JST)17:00まで
日本留学試験の出願期間	
	2026年7月6日(月)～7月30日(木)

日本留学試験の出願については、別途、「日本留学試験受験案内」をよく読んで出願してください。

目次

はじめに 一日本留学試験における合理的配慮提供に関する基本的な考え方一	3
問い合わせ先	4
申請資格	5
申請から承認までの流れ	5
申請から配慮事項決定まで	5
出願後の不慮の事故等による申請	8
受験上の配慮申請をしなくても試験室に持ち込めるもの・試験時間中に許可される行為	8
成績の取り扱い	9
受験上の配慮実施実績	9
EJUの科目と試験実施方法	10
EJUにおける受験上の配慮	11
配慮事項の概要	12
試験会場に関する配慮	12
試験室の配置に関する配慮	12
試験室内の座席配置に関する配慮	13
試験室内の介助、机・椅子等に関する配慮	14
注意伝達方法	14
問題提示方法に関する配慮	15
解答方法に関する配慮	16
聽解・聽読解試験の免除	18
試験時間の延長	20
試験時間中の持参使用等に関する配慮	21

受験上の配慮申請書の作成・根拠資料の提出.....	23
「受験上の配慮申請書」の作成	23
根拠資料の準備	30
持参使用に関するもの・実施行行為一覧.....	38
個人情報の扱いについて	39
虚偽の記載があった場合.....	39
よくある質問.....	39

はじめに 一日本留学試験における合理的配慮提供に関する基本的な考え方一

独立行政法人日本学生支援機構（以下、「JASSO」といいます。）は、2006年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」及び2016年に日本で施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」といいます。）に基づき、日本留学試験（以下、「EJU」といいます。）の実施にあたり、「合理的配慮」を行います。「障害者差別解消法」では、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」が求められています。

EJUにおける「合理的配慮」の基本的な考え方は、次のとおりです。

1. EJUの実施にあたり、障害のある受験者が障害のない受験者と平等な受験機会が得られるよう、合理的配慮（以下、「受験上の配慮」といいます。）として、個別の事案ごとの社会的障壁¹を除去するための必要かつ適当な変更・調整を行います。
2. 「受験上の配慮」における、合意形成の決定過程においては、試験を受ける本人（以下、「申請者」といいます）からの意思表明に基づき建設的対話を行います。このとき、可能な限り本人の意思を尊重するとともに、公平・公正な判断に必要な情報（以下、「根拠資料」といいます。）の提出を求めます。なお、JASSOは、提出内容を確認後、追加の根拠資料の提出を求めることがあります。
3. JASSOは、個々の申請者の事案ごとに総合的かつ客観的・具体的に検討を行い、試験の本質を損なわない範囲で、受験上の配慮の内容を決定します。

なお、申請者が受験上の配慮の申請を行ったり、受験上の配慮を受けたりしたことにより、不利な扱いを受けることはありません。

¹ 「社会的障壁」とは、障害者差別解消法（第2条第2項）および障害者権利条約に基づく概念であり、物的環境（建築物・交通機関等）、制度的要因（規則・慣行・制度等）、情報や意思疎通に関する制約、その他障害者が社会生活を営む上で障害となる要因を含みます。

わかりやすく言えば、障害のある人が受験や学習に参加する際に障壁となる環境や制度等の状況を指します。例えば、試験においては、試験問題が小さな文字で印刷されている状況では視覚障害のある人などが読めないこと、音声のみで指示が行われる状況では、聴覚障害などのある人に伝わらないこと、また試験時間が一律に設定されている状況が、書字に時間を要する肢体不自由などのある人にとって著しく不利になる場合などがこれに当たります。

問い合わせ先

●日本国内でEJUを受験予定の方（日本学生支援機構留学試験課 問い合わせ先）

E-mail: jasso_eju@jasso.go.jp

Website: <https://www.jasso.go.jp/ryugaku/eju/examinee/procedure/disability.html>



●日本国外でEJUを受験予定の方（日本留学試験国外実施協力機関 問い合わせ先）



インド インド文部省留学生協会（MOSAI） E-mail: mosai.india@gmail.com Website: https://mosai.org.in/	インドネシア（ジャカルタ） インドネシア大学 日本研究センター E-mail: ejuindonesia.jakarta@gmail.com Website: https://psj.ui.ac.id/
インドネシア（スラバヤ） 国際文化交流センター E-mail: info@imccsub.com Website: https://imccsub.com/	韓国（ソウル） 社団法人 韓日協会 E-mail: koja@koja.or.kr Website: https://www.ejutest.com/
韓国（プサン） 社団法人 釜山韓日交流センター E-mail: busan@kopan.or.kr Website: https://www.ejutest.com/	シンガポール シンガポール日本文化協会 E-mail: culture@jcss.org.sg Website: https://www.jcss.org.sg/
スリランカ スリランカ日本語教育協会（JLEA） ※JASTECA 傘下 E-mail: jleagen@gmail.com Website: https://jlea.lk/	タイ（バンコク） タイ国元日本留学生協会（OJSAT） パホンヨーティン本部 E-mail: admin@ojsat.or.th Website: https://www.ojsat.or.th/
タイ（チェンマイ） タイ国元日本留学生協会（OJSAT） 北部支部 E-mail: ojsatn@gmail.com Website: https://www.ojsat.or.th/	台湾 財団法人 語言訓練測驗中心 総合測驗処第一科 E-mail: eju@lttc.ntu.edu.tw Website: https://eju.tw/
フィリピン デ・ラ・サール大学セントベニール校 アドミッションセンター E-mail: jasso@benilde.edu.ph Website: https://www.benilde.edu.ph	ベトナム（ハノイ） ハノイ貿易大学 日本語学部 E-mail: khoatiengnhat@ftu.edu.vn Website: https://www.facebook.com/kythiduhocNhatBanEJUtaihanoi/
ベトナム（ホーチミン） ホーチミン市社会科学人文大学 外国語センター E-mail: cfl@hcmussh.edu.vn Website: https://hcmussh.edu.vn/	香港 香港日本文化協会 E-mail: info@japansociety.org.hk Website: https://www.japansociety.org.hk/
マレーシア マレーシア元留日学生協会（JAGAM） E-mail: jagamjcb@yahoo.com Website: https://jagam.org.my/	ミャンマー ミャンマー元日本留学生協会（MAJA） E-mail: maja.ync@gmail.com Website: https://www.ascoja-maja.org.mm/
モンゴル モンゴル日本語教師会 E-mail: ejumongolia@gmail.com Website: https://eju.mn/	

申請資格

受験上の配慮を申請できるのは、次の条件を満たす方です。

身体障害・知的障害・発達障害のある人（高次脳機能障害のある人も含まれます）・心や体のはたらきに障害（難病等に起因する障害も含まれます）がある人で、社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です。なお、本試験においては病気や怪我がある場合もこれらに準じた考え方で配慮を検討しますので、そのような場合も同様に申請してください。

申請から承認までの流れ

受験上の配慮の申請は、申請者または代理人が行うことができます。受験上の配慮を受けるには、JASSOの審査と承認が必要です。

過去にEJUで受験上の配慮を受けた場合でも、試験ごとに申請が必要です。

これまでにEJUやほかの試験で配慮された事項であっても、EJUの最新の要件等に照らし合わせて必要かつ適当な配慮を検討するため、以前の配慮事項と異なる結論に至ることがあります。

申請から配慮事項決定まで

EJUで受験上の配慮を希望する場合、申請してから受験するまでの手続きは次のとおりです。

①JASSOに事前相談を行う（必要な場合）

※特に初めて申請される方は、事前相談を推奨します。

②申請書類を準備する

③JASSOに受験上の配慮の申請をする/試験の出願をする

④JASSOと配慮内容を調整する

⑤JASSOから承認結果を受け取る

⑥EJUを受験する

次に、各手続きについて説明します。

①JASSOに事前相談を行う（必要な場合）

次の1～4に関連する受験上の配慮の申請があった場合は、申請者とJASSOとの間で実施方法について調整を行うことがあります。調整に時間がかかると、受験を希望する試験に対応が間に合わない可能性がありますので、表紙に記載された「受験上の配慮 申請期間」が始まる前から早めにJASSOに相談してください。

1. 試験時間の延長に関するもの
2. 問題提示・解答方法に関するもの
3. 試験会場に関するもの
4. 本冊子に記載されていない配慮事項に関するもの

事前相談は、「問い合わせ先」にメールで連絡してください。

メールには、次の内容を書いてください。

メール件名 「20xx年度第×回EJU受験上の配慮申請について」

※ xの部分は、適宜修正してください。

メール本文 ①氏名 ②受験地 ③受験回（例 2026年度第1回）

④希望する受験上の配慮

②申請書類を準備する

申請者は、申請書と根拠資料（以下、「申請書類」といいます。）を準備してください。根拠資料の準備に時間がかかる可能性がありますので、早めに準備を行うことをお勧めします。

- 日本で障害者手帳を取得する場合、通院期間を含め半年以上かかることがあります。
- 日本で各種の検査を受ける場合、検査を受けるまでに1年以上待つことがあります。
- 根拠資料の一つとして学校の先生が作成する資料があります。先生に作成を依頼するため、1か月程度かかる場合があります。

③JASSOに受験上の配慮の申請をする／試験の出願をする

JASSOが設置した「受付フォーム」から、申請書類を提出してください。

※提出期限は、この冊子の表紙に記載しています。

【受付フォームURL】

<https://www.online-system.jasso.go.jp/survey/acm/ja>

「受験上の配慮の申請」と、「試験の出願」は別の手続きです。また、受付期間も異なっています。受付期間内に忘れずに申請と出願を行ってください。

④JASSOと配慮内容を調整する

JASSOは、次の場合に申請者または代理人に連絡することがあります。

- ・申請書類に疑問点がある場合
- ・申請された配慮内容について申請者と調整が必要な場合

EJUの出願期間が終わるまで(少なくとも、第1回は4月頃まで、第2回は9月頃まで)は、JASSOからのメールがないか、受信フォルダーあるいは迷惑メールフォルダーを適宜確認してください。

申請者からの返信がない場合、JASSOは申請者の意向を確認できず、対応できる受験上の配慮に制限が生じる可能性があります。

⑤JASSOから承認結果を受け取る

JASSOは、申請書類の内容から、どのような配慮を行うか決定します。決定した内容は、「受験上の配慮事項決定通知書」(以下、「通知書」といいます。)で通知します。この通知書は、申請書に記載されたメールアドレス宛に送付します。

通知時期は、第1回試験(6月実施)は5月中旬、第2回試験(11月実施)は10月中旬です。

申請者は、通知を受け取ったら、許可された内容を確認してください。通知書の内容に不明点がある場合は、次の宛先にメールで問い合わせてください。

【通知書の内容に関する問い合わせ先】

jasso_eju@jasso.go.jp

通知書には、受験上の配慮決定事項及び留意事項が記載されています。試験を受ける前に、必ず読んでください。

「受験上の配慮事項決定通知書」の見本

1 受験番号●*0106*21000● ●● ●● 様	学 支 留 試 第 号 20●●年●月●日
独立行政法人 日本学生支援機構 留学生事業部長 ●● ●●	
20●●年度日本留学試験（第1回）受験上の配慮事項決定通知書	
あなたが申請した受験上の配慮事項について、下記のとおり決定しましたので、通知します。 なお、試験当日は、この通知書及び受験票を必ず持参してください。	
記	
【受験上の配慮決定事項】	
1. 人工内耳の装用を認める。 ※ 無線通信機能（FM電波やBluetooth等）を用いた補聴援助システムは使用できません。 FM電波等の受信機能がある場合は、その受信機能のスイッチを切って使用してください。	
以上	

⑥EJUを受験する

申請者は「受験上の配慮事項決定通知書」を印刷し、試験当日、受験票と一緒に持参してください。

出願後の不慮の事故等による申請

EJU出願後の思わぬ事故や病気等（交通事故、負傷、発病、症状の悪化）により、受験上の配慮が必要になった場合、受験上の配慮の申請期間後でも申請できますので、すぐにJASSOに連絡してください。ただし、試験会場の状況等により、希望する受験上の配慮の内容について対応できないことがあります。その場合は、代替案と一緒に検討します。

受験上の配慮申請をしなくても試験室に持ち込めるもの・試験時間中に許可される行為

試験当日、試験時間中に机の上に置けるものは、受験票、筆記用具、腕時計のみです。

「日本留学試験受験案内」で許可されたもの以外を使いたい場合や、試験時間中に許可されていないことをしたい場合は、受験上の配慮申請をしてください。

試験時間中にタオルやひざ掛けを使うことや水を飲むことについて、病気・負傷や

障害等のために試験当日に試験監督へ直接伝えられない可能性がある場合は、受験上の配慮申請をしてください。

試験当日の注意点は次のとおりです。

- ・ 試験時間中に許可されたものを身に着けたり外したりするときは、試験監督に伝えて許可をもらってください。
- ・ 漢字や数式、化学式、地図などがプリントされたタオルやひざ掛けは使えません。
- ・ 本人確認のとき、試験監督の指示に従い、帽子やサングラス等は、一度はずしてください。試験監督がそれらを手に取って、不正行為に該当しないか確認することがあります。

詳しくは、38ページの「持参使用に関するもの・実施行為一覧」を確認してください。

成績の取り扱い

原則として、実施した受験上の配慮事項は成績確認書に記載しません。

申請者が進学を希望する大学等から、JASSOに対して申請者の成績の照会があった場合も、JASSOは実施した受験上の配慮事項を大学等に伝えません。必要な場合には、申請者から大学等に、どのような受験上の配慮が行われたのかを伝えてください。ただし、受験科目のうち「日本語」の「聴解・聴読解」の受験が免除された場合は別の取り扱いとなりますので、「聴解・聴読解試験の免除」の部分を読んでください。

受験上の配慮実施実績

EJUで過去に行った受験上の配慮の内容は、JASSOのウェブサイトで公表しています。試験の結果をまとめた「実施結果の概要」の中に記載しています。

<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/eju/about/data/result/index.html>

EJUの科目と試験実施方法

EJUの科目は次のとおりです。

「日本語」、「総合科目」、「理科」、「数学」

- 「日本語」について

- ・ 「日本語」は、「記述」「読解」「聴解・聴読解」の部分に分かれています。
- ・ 「記述」は、与えられた題目に従い、文章を作成します。
- ・ 「読解」は、文章を読んで、選択肢の中から答えを選びます。
- ・ 「聴解・聴読解」は、音声を聞いて、選択肢の中から答えを選びます。

先に、問題冊子に書かれている文章や図表を見ながら、音声を聞いて答える「聴読解」を行い、その後、音声のみを聞いて答える「聴解」を行います。

- ・ 音声はCDプレイヤーか、試験室に設置したスピーカーから流れます。

- 「理科」「数学」について

- ・ 「理科」及び「数学」では計算が必要です。計算は、問題冊子に書くことができますが、答えはマークシートに記入します。

※ EJUのすべての科目は文章の読解が必要です。

※ 「日本語」の「聴解・聴読解」を除き、音声を聞いて解答する設問はありません。

※ スピーキング（話すこと）が必要となる科目はありません。

EJUの解答方法は次のとおりです。

- ・ 答えは、えんぴつで所定の解答用紙に記入します。
- ・ 「日本語」の「記述」は、解答用紙に受験者が手書きで文章を書いて解答します。
- ・ 「日本語」の「記述」以外は、マークシートに正しい答えを黒く塗って解答します。

解答用紙（記述の解答用紙及び各科目のマークシート）や解答用紙への記入方法を確認したい場合、「日本留学試験受験案内」を読んでください。

EJUにおける受験上の配慮

EJUにおける主な受験上の配慮事項は次のとおりです。申請者の症状や状態等により、必要に応じて複数の受験上の配慮を申請することや、冊子に記載されていない受験上の配慮を申請できます。ただし、会場の事情や試験実施上の制約により、申請者の希望どおりの対応ができないことがあります。

また、他の多くの受験者がいる一般の試験室とは別の部屋で、受験者が、少人数または一人だけで受験することを「別室での受験」といいます。配慮の内容によっては、別室での受験を希望しない場合でも、一般の受験者と別の部屋になることがあります。

試験会場に関する配慮

試験会場への自動車による入構等、会場に入るまでに必要なこと

試験室や座席に関する配慮

エレベーターに近い試験室での受験や別室での受験等、試験室の配置に関することや、スピーカーに近い座席に配置する等、試験室や座席位置に関すること

問題提示及び解答方法に関する配慮

拡大問題冊子の配付等、問題の提示方法や、問題冊子への直接記入等、解答方法に関すること

試験時間に関する配慮

試験時間の延長に関すること

試験時間中の持参使用等に関する配慮

試験時間中に使用を許可されたもの以外の使用、試験時間中に行う動作に関すること

配慮事項の概要

試験会場に関する配慮

試験会場への自動車による入構

原則として、試験会場への自動車やバイク、自転車による乗り入れを禁止しています。自動車による入構を希望する場合、事前に申請が必要です。

試験室入口までの付添者の同伴

原則として、試験会場には受験者本人しか立ち入りできませんが、試験室入口までの付添者の同伴を希望する場合、事前に申請が必要です。

その他バリアフリー対応が可能な試験会場での受験

バリアフリーのトイレを使用することや、スロープのある試験会場を希望する等、試験会場に関する希望がある場合、事前に申請が必要です。

試験室の配置に関する配慮

トイレに近い試験室での受験

トイレに近い試験室での受験の必要がある場合、試験室の配置を調整します。

1階またはエレベーターが利用可能な試験室での受験

移動に困難がある場合は、1階やエレベーターに近い試験室での受験を申請できます。

別室での受験（少人数または個室）

別室での受験には、通常の試験室より少ない人数の部屋で試験を受ける「少人数」と、試験室に受験者1名しかいない「個室」があります。特別な事情がない限り、基本的には少人数となります。ただし、別室での受験の希望者が他にいない場合、結果的に個室となることがあります。

なお、申請者の症状及び受験方法（試験時間の延長の有無等）によって、別室での受験を許可された他の受験者と同室（少人数）になる場合があります。個室での受験

を希望する場合、個室が必要な明確な理由を申請書の「備考欄」に記載してください。

個室受験(試験室に受験者1名のみ)が許可される例

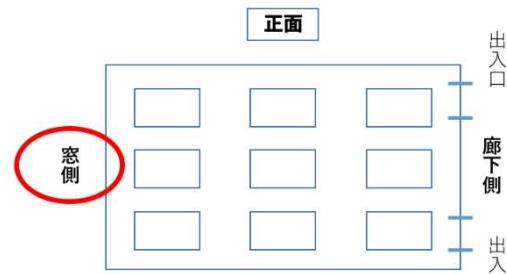
内部障害や免疫系の疾患があり、他の受験者と同室することで感染症にかかる、または重症化するおそれがある場合、または受験者本人や周囲の安全確保の観点から個室での受験が適切と判断される場合には、個室を申請できます。個室での受験が許可された場合、他の受験者と同室になることはありません。

なお、個室での受験は主観的な希望のみでは認められず、客観的に必要性が確認できる場合に限られます。

試験室内の座席配置に関する配慮

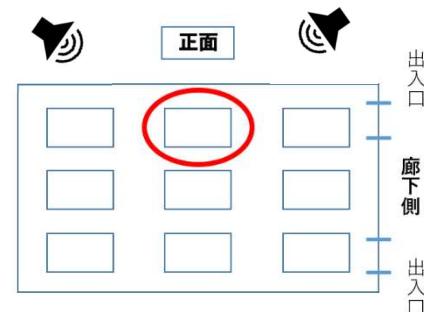
窓側の明るい座席を指定

眩しさに対する困難がある場合、「照明の近く」や「窓側」など、希望の場所を指定することができます。申請時、備考欄に図示あるいは記載してください。



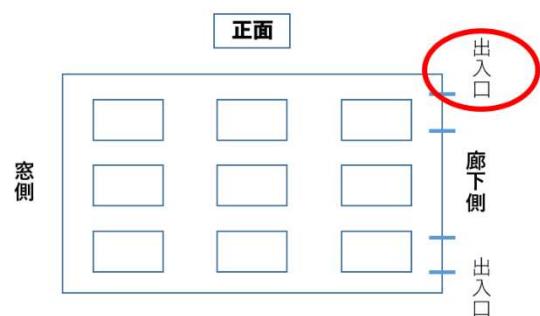
スピーカー近くの座席を指定

聞こえに困難がある場合、「スピーカーの近く」や「中央・最前列」など、希望の場所を指定することができます。申請時、備考欄に図示あるいは記載してください。



出入り口に近い座席を指定

試験時間中にトイレに行くあるいは、車椅子で受験する場合、「出入口に近い座席」や「前列の座席」など、希望の場所を指定することができます。申請時、備考欄に図示あるいは記載してください。



上記のほかに、座席位置に関する希望がある場合、申請書に具体的に記載してください。

い。

試験室内の介助、机・椅子等に関する配慮

試験室内での介助者・補助犬等の同伴

試験時間中に介助が必要な場合、軽微な補助であれば、試験監督が対応しますが、介助の程度によっては、介助者の入室を許可します。補助犬は、「身体障害者補助犬法」に準じて同伴を許可します。医療的ケアを行う場合、申請書で具体的に説明してください。

可動式机・椅子での受験

試験室によって机、椅子のサイズが異なります。試験室内で使用する机や椅子についての希望があれば申請してください。

車椅子の持参使用

試験室内で車椅子の持参使用を希望する場合、申請してください。介助が必要な場合において、軽微な補助であれば試験監督が対応しますので、申請書に具体的な希望を記載してください。

特製机・椅子の持参使用

試験室内で特製机および椅子を持ち込みたい場合、申請してください。介助が必要な場合において、軽微な補助であれば試験監督が対応しますので、申請書に具体的な希望を記載してください。

問題提示及び解答方法に関する配慮

問題冊子および解答用紙の変更、文書による説明に関する配慮です。

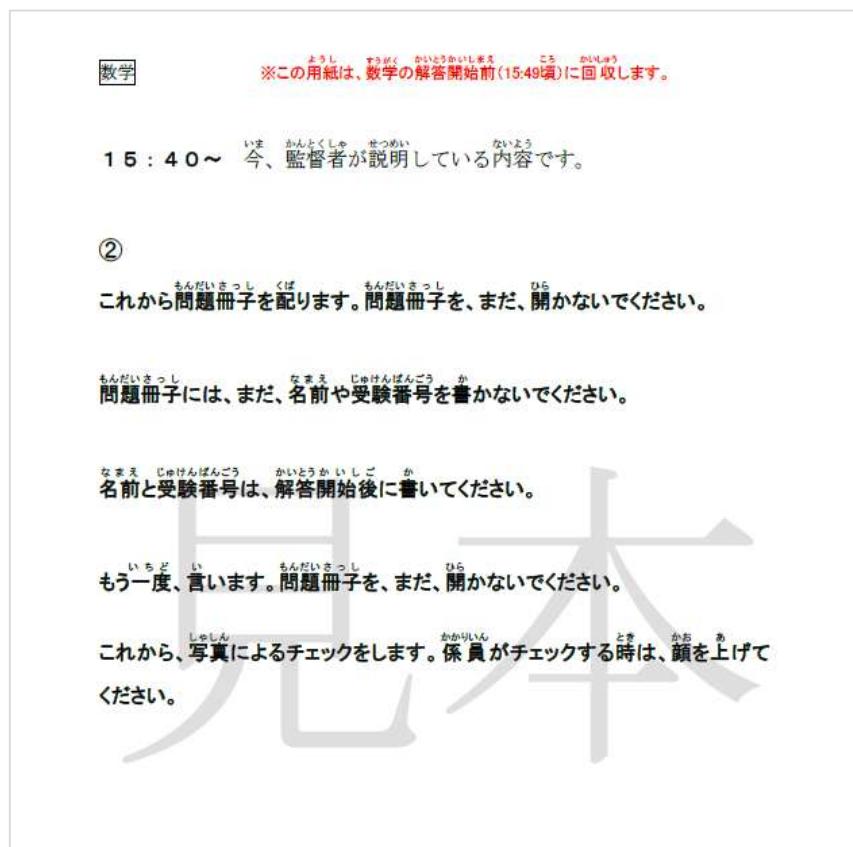
注意伝達方法

注意事項等の文書による伝達

試験監督が口頭で説明する注意事項について、音声の聞き取りが難しい場合には、

文書で提示します。対象となるのは、聴覚に困難がある場合、耳栓を使用する場合、または注意集中の困難により口頭説明を理解しにくい場合などです。

注意事項等の文書の見本



問題提示方法に関する配慮

拡大問題冊子の配付

拡大問題冊子とは、A4 サイズの問題冊子をA3 サイズに単純拡大する問題冊子です。拡大された問題冊子にある図表等については、拡大により画質が粗くなることがあります。見えにくい場合は必要に応じ、拡大鏡等の使用もあわせて申請することを検討してください。

EJUのウェブサイトに過去の試験問題のサンプルを掲載しています。科目によって使用するフォントが違います。また、数式や化学式、図、表、写真等に記載されている文字及び脚注など、文字の大きさが本文のサイズよりも小さい箇所があります。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/eju/examinee/pastpaper_sample/index.html

点字による出題

点字問題冊子は、点字学習を受けた受験者を対象に作成されており、点字と触図で問題が表されています。なお、日本の点字表記法は、申請者が母国で学んだ点字表記法と異なる場合があります。

解答方法に関する配慮

拡大解答用紙の配付

拡大解答用紙とは、A4サイズの解答用紙をA3サイズに単純拡大する解答用紙です。

JASSOのウェブサイトに解答用紙のサンプルを掲載しています。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/eju/examinee/procedure/_icsFiles/afieldfile/2023/06/28/answersheet_sample_fix.pdf

問題冊子への直接記入による解答

受験上の配慮として申請し、認められた場合には、一部の科目で問題冊子に直接答えを書くことができます。例えば、問題冊子に印字されている選択肢や穴埋め枠に、選択肢を○で囲む、数学の答えを数字で書き込むなどです。ただし、次の科目では、認められた場合でも問題冊子に直接答えを書くことができません。

- ・ **「日本語」の「記述」**

400～500字程度の文章を作成する問題です。所定の解答用紙に手書きで解答します。

- ・ **「日本語」の「聴解」**

問題と解答選択肢を音声で聞き取ります。問題冊子に問題番号や選択肢が印字されていないため、マークシートに正しい答えをえんぴつで黒く塗って解答します。

「記述」と「聴解」について、所定の解答用紙に解答することが困難な場合は、どのように答えを書きたいのか、具体的に申請してください。

問題冊子への直接記入による解答の見本

数学

※この用紙は、数学の解答開始前(15:49頃)に回収します。

- 問題冊子の解答番号 A、 B、 C、…の横などに、どの解答番号に解答したかわかるように、正解だと思う数字または選択肢の番号を直接書いてください。

- 問題文中の A、 B、 C、…には、それぞれー(マイナスの符号)、または、0から9までの数が一つずつ入ります。それ以外の記号を使った場合は、採点されませんので注意してください。

- BC のように2つの解答が必要な場合に、1つしか書いていない場合は、採点されませんので注意してください。

- 数字は、わかりやすく、はっきりと記入してください。

- わかりにくい数字の例

1	2	4	8	6	0
1と7	2と3	4と9	3と8	6と8	0と6

- 特に、1と7、2と3、6と8など記入した数字が、わかりにくい場合は、採点されませんので注意してください。

- 解答記入例

⑦ の分母を有理化すると

$$\left(\frac{5\sqrt{3}}{1 - \sqrt{6}} \right)^3 = \boxed{CD} + \boxed{E} \sqrt{\boxed{F}} \boxed{G}$$

である。5つの数のうち、35より大きい数は G 個あり、負の数は H 個ある。

特に、5つの数を小さい順に ①～⑦の番号で並べると

$$\boxed{I} \boxed{4} < \boxed{J} \boxed{2} < \boxed{K} \boxed{5} < \boxed{L} \boxed{3} < \boxed{M} \boxed{1}$$

となる。

点字による解答

「日本語」の「記述」については、点字盤や点字タイプライターを使用して、文章を作成して解答します。

「日本語」の「記述」以外の問題は、点字で作成された点字解答用紙を使用します。点字解答用紙には選択肢番号が点字で表示されており、正しい答えの番号の点字を「つぶす」（指で読めなくなるように押しつぶす）ことで解答します。

代筆者による解答

受験者が、解答を代筆者に口頭で伝え、代筆者が受験者に代わって解答用紙に解答を記入する方法です。代筆者はJASSOが用意します。申請者と代筆者で、事前に打ち合せを行うことがあります。

聴解・聴読解試験に関する配慮

聴解・聴読解試験の免除

障害等により、音声の聞き取りが困難な場合には、受験科目のうち「日本語」の「聴解・聴読解」の部分の試験を受けない（免除を受ける）ことを申請できます。これを「聴解・聴読解試験の免除」といいます。

聴解・聴読解試験が免除された場合の留意事項

- ✓ 申請者は、「日本語」の「記述」と「読解」の部分の試験のみを受験します。
- ✓ 「聴解・聴読解」が免除されると、「日本語」の成績は次のように表示されます。
 - ・ 「聴解・聴読解」の得点欄及び「日本語」の合計点数の得点の欄には「***」と表示され、得点が表示されません。
 - ・ JASSOは、成績確認書や、大学等に通知する成績の備考欄に「障害に対する受験上の配慮として聴解・聴読解試験の免除を行った」と明記します。
- ✓ JASSOは、申請者に『「日本留学試験」受験上の配慮による受験者の成績取扱いについて（依頼）』（以下、「依頼文」といいます。）という文書を渡します。申請者自身が、出願先の大学に依頼文を渡し、聴解・聴読解試験が免除されていることを申し出てください。この依頼文では、「日本語」の「聴解・聴読解」受験免除を行ったこと、「日本語」の得点を評価の対象としている場合には、「日本

語」の「記述」及び「読解」の成績に基づき判断してほしいこと、他の受験者とは最大取得できる点数が異なるが、不利な取り扱いとならないようご留意いただくよう記載しています。

依頼文および別紙の見本

日本留学試験利用校各位 20●●年 ●月 日 独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部留学試験課 「日本留学試験」受験上の合理的配慮による受験者の成績取扱いについて（依頼） 本機構の事業につきましては、平素より多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございます。 本機構では、公平・公正な試験の実施という観点に基づき、障害、負傷等の理由で受験上の配慮の申請があった応募者に対して、専門家による審議の上、受験上の配慮を行っています。このたび、下記の応募者について、記載の通りの受験上の配慮を提供しておりますので、貴学の入試選抜にあたり、不利益が生じることのないようお取り計らい願います。

別紙 「聴解・聽読解」の受験が免除された受験者の成績確認方法について 1. 当該受験者は、日本語科目的「聴解・聽読解」が免除されており、「記述」及び「読解」のみを受験しています。 2. 受験者本人が確認する EJU オンラインの「成績確認書」には、「聴解・聽読解」の受験が免除された旨が記載されています。 3. 日本留学試験利用校が本機構に行う成績照会について、成績データは次の通りとなっています。 CSV ファイル（例） 910106110000 ONAGONG SIRINIRUN 1980010121 タイ 153124277 45***** 1 受験上の配慮として聴解・聽読解試験の免除を行った 910107210000 ZHANG YING 198301012 中国 128107235 33***** 920110210000 CHUNG BOUMSOUNG 1981010111 韓国 106116222 40***** 受験者成績一覧（例） 日本留学試験 受験者成績一覧 2023/9/29 <table border="1"> <tr> <td>（受験者名） 31*0100*<td>（氏 名） YAN （生年月日） 2000/ （性 別） 男性 （国・地域） 中国 （出発言語） 日本語</td> <td>（成 績） 日本語 物理・基礎教科 数学 生物 （合計） 総合 （受験者名）<td>（氏 名） （生年月日） （性 別） （国・地域） （出発言語）</td> <td>（成 績） 日本語 物理・基礎教科 数学 生物</td> </td></td></tr> </table> <p>記述に対する受験上の配慮として、聴解・聽読解試験の免除を行った。</p>	（受験者名） 31*0100* <td>（氏 名） YAN （生年月日） 2000/ （性 別） 男性 （国・地域） 中国 （出発言語） 日本語</td> <td>（成 績） 日本語 物理・基礎教科 数学 生物 （合計） 総合 （受験者名）<td>（氏 名） （生年月日） （性 別） （国・地域） （出発言語）</td> <td>（成 績） 日本語 物理・基礎教科 数学 生物</td> </td>	（氏 名） YAN （生年月日） 2000/ （性 別） 男性 （国・地域） 中国 （出発言語） 日本語	（成 績） 日本語 物理・基礎教科 数学 生物 （合計） 総合 （受験者名） <td>（氏 名） （生年月日） （性 別） （国・地域） （出発言語）</td> <td>（成 績） 日本語 物理・基礎教科 数学 生物</td>	（氏 名） （生年月日） （性 別） （国・地域） （出発言語）	（成 績） 日本語 物理・基礎教科 数学 生物
（受験者名） 31*0100* <td>（氏 名） YAN （生年月日） 2000/ （性 別） 男性 （国・地域） 中国 （出発言語） 日本語</td> <td>（成 績） 日本語 物理・基礎教科 数学 生物 （合計） 総合 （受験者名）<td>（氏 名） （生年月日） （性 別） （国・地域） （出発言語）</td> <td>（成 績） 日本語 物理・基礎教科 数学 生物</td> </td>	（氏 名） YAN （生年月日） 2000/ （性 別） 男性 （国・地域） 中国 （出発言語） 日本語	（成 績） 日本語 物理・基礎教科 数学 生物 （合計） 総合 （受験者名） <td>（氏 名） （生年月日） （性 別） （国・地域） （出発言語）</td> <td>（成 績） 日本語 物理・基礎教科 数学 生物</td>	（氏 名） （生年月日） （性 別） （国・地域） （出発言語）	（成 績） 日本語 物理・基礎教科 数学 生物	

試験時間に関する配慮

試験時間の延長

通常の試験時間を1.3倍または1.5倍に延長して実施する方法です。

試験時間の延長に関する留意事項

- ✓ 試験時間の延長が必要な科目のみ申請してください。
- ✓ 試験時間の延長を申請しても、必ず認められるとは限りません。
- ✓ 試験時間の延長は科目ごとに設定され、1.3倍または1.5倍のいずれかが認められる場合があります。最終的にどちらの延長が認められるか、あるいは認められないかは、申請書類や根拠資料に基づいてJASSOが判断します。
- ✓ 日本の高等教育で試験時間の延長の配慮を行う場合は、1.3倍または1.5倍が一般的に用いられています。時間延長に関する考え方や基準は国によって異なることがあります。

「日本語」の「聴解・聴読解」における試験時間の延長について

「日本語」の「聴解・聴読解」は、音声を聞いて設問に答える試験です。音声の速さは一般受験者と同じです。試験時間の延長が認められた場合に長くなるのは、音声の後に設けられている空白時間（問題冊子を読んだり、解答したりするために音が流れない時間）です。

試験時間の延長によって、次のとおり空白時間が長くなります。

1.3倍の場合：約2秒長くなります。

1.5倍の場合：約3秒長くなります。

なお、原則として、音声を途中で止めたり繰り返したりすることはできません。

試験時間の延長における試験時間割

全ての科目で試験時間の延長を行う場合の時間割の例

(時間は日本国内で受験する場合)

内 容	通 常		受験上の配慮(全科目1.3倍)			受験上の配慮(全科目1.5倍)		
	時刻	問題を解く時間	時刻	問題を解く時間	通常からの配慮	時刻	問題を解く時間	通常からの配慮
「日本語」試験開始	9:30	25分	9:30	15分		9:30	15分	
「日本語」【記述】解答開始	9:55	30分	9:45	39分	1.3倍	9:45	45分	1.5倍
「日本語」【記述】解答終了	10:25		10:24			10:30		
「日本語」【読解】解答開始	10:25	40分	10:24	52分	1.3倍	10:30	60分	1.5倍
「日本語」【読解】解答終了	11:05		11:16			11:30		
「日本語」【聴解・聴読解】解答開始	11:06	約55分	11:17	約56分	1.3倍(無音部分)	11:31	約58分	1.5倍(無音部分)
「日本語」【聴解・聴読解】解答終了	12:01		12:14			12:29		
昼食		90分	(56分)	約56分		(41分)	約41分	
「理科／総合科目」試験開始	13:30	10分	13:10	10分		13:10	10分	
「理科／総合科目」解答開始	13:40	80分	13:20	104分	1.3倍	13:20	120分	1.5倍
「理科／総合科目」解答終了	15:00		15:04			15:20		
休憩		40分	(26分)	約26分		(40分)	約40分	
「数学」試験開始	15:40	10分	15:30	10分		16:00	10分	
「数学」解答開始	15:50	80分	15:40	104分	1.3倍	16:10	120分	1.5倍
「数学」解答終了	17:10		17:24			18:10		

試験時間中の動作及び持参使用に関する配慮

試験時間中の持参使用等に関する配慮

対象となる持参物の例

試験時間中に使用できるものとして受験案内に記載されていない物品を使いたい場合、原則として、必ず申請してください。申請が必要な物品の一覧は、38ページの「持参使用に関するもの、実施行為一覧」で確認してください。次のものは、申請が必要となるものの例です。

- ・ 補聴器または人工内耳
- ・ イヤホンまたはヘッドホン
- ・ 拡大鏡(電子機能あり)
- ・ 点字盤または点字タイプライター
- ・ リーディングルーラー(電子機能あり)
- ・ 遮光眼鏡(各色レンズ眼鏡)

使用にあたっての留意事項

✓補聴器または人工内耳

補聴器・人工内耳の無線通信機能（FM電波やBluetooth）は使用できません。電波等の受信機能がついた補聴器・人工内耳を使用する場合には、このスイッチを切って使用してください。

✓イヤホンまたはヘッドホン

無線通信機能（FM電波やBluetooth）がついているイヤホンまたはヘッドホンは使用できません。

✓眼鏡

- ・ 特別な機能がついていない一般的な眼鏡（目の動きがわかる程度の色の濃さのレンズで、特別な機能がついていないもの）は、申請せずに使用できます。
- ・ 眼鏡に無線通信機能（FM電波やBluetooth）やカメラがついているものは、理由に関わらず使用できません。
- ・ 特別な眼鏡（色の濃いレンズのものや、特別な機能がついているもの）を使用したい場合は、事前に相談してください。

その他の配慮

受験上の配慮に関する相談は年間を通して受け付けています。この冊子に説明がない受験上の配慮を希望する場合は、早めに相談してください。JASSOは、申請者の不利益にならないこと及び試験実施に過度な負担とならない範囲で、申請者と相談して受験上の配慮を調整します。

受験上の配慮申請書の作成・根拠資料の提出

受験上の配慮の申請は、申請者（受験者）本人または代理人が申請できます。代理人が申請する場合、申請者及び代理人双方の署名が必要です。

また、申請には次の2種類の書類が必要です。これらをあわせて「申請書類」といいます。

① 受験上の配慮申請書（以下、「申請書」といいます。）必ず提出

② 根拠資料

「根拠資料」とは

根拠資料とは、申請者の障害の状況と、その状況によって受験にどのような困難が生じているかを確認するための資料です。これにより、JASSOは受験上の配慮の必要性や、申請された配慮内容の妥当性を判断します。

「根拠資料」の例

- ・ 学校における合理的配慮の実施状況を説明した「状況報告書」
- ・ 医師の診断書や各種の検査結果
- ・ 上記の資料を踏まえて、受験上の配慮の必要性を合理的かつ客観的に説明した医師や専門家の所見

根拠資料は、受験上の配慮を審査する上で極めて重要な資料です。詳しくは、30ページ「根拠資料の準備」を参照してください。

次に、申請書類がどのようなものか説明しています。必要な書類が全部提出されていない場合、あるいは、必要なことが書かれていない場合は審査を十分に行うことができません。

「受験上の配慮申請書」の作成

申請書は、インターネットのフォームで提出します。

次の内容について書いてください。

1. 申請者の情報

- **申請者氏名（アルファベット）**
※ 出願した名前と同じ名前を書いてください
- **申請者氏名（カタカナ）**
- **生年月日**
- **電話番号**
- **Eメールアドレス**
- **所属学校名**
- **希望する試験回**
- **受験予定地**
- **受験予定科目**
- **出題言語（日本語または英語）**
- **出願受付番号**
※日本国内で受験をする方で、出願済みの場合
- **受験上の配慮事項決定通知書送付先**
- **過去の日本留学試験受験歴**

2. 障害等の内容

診断された状態に最も当てはまるものを選んでください。以下の一覧にあてはまるものがない場合は、「その他」を選んだ上で、「**障害の状況（障害や疾患の内容や程度）**」の記入欄に診断名と障害の状況をくわしく書いてください。

➤ 障害内容（あてはまるものを全て選択）

視覚障害

- 盲
- 弱視
- その他の視覚障害

聴覚障害

- 聾
- 難聴
- その他の聴覚障害

肢体不自由

- 上肢不自由
- 下肢不自由
- 上下肢不自由
- その他の肢体不自由

発達障害

- 自閉スペクトラム症（ASD）
- 注意欠如多動症（ADHD）
- 限局性学習症（SLD）
- その他の発達障害

精神疾患

- 統合失調症等
- 気分障害
- 神経症性障害等
- その他の精神疾患

その他

- 上記にあてはまるものがない場合、障害や疾患の診断名を記載してください

3. 障害等の状況

この欄には、次の事項について、具体的に概要がわかるように記入してください。書いてある内容と、状況報告書や診断書・所見等の根拠資料に書いてある内容に齟齬がないようにしてください。

➤ 障害の状況（障害や疾患の内容や程度） 必ず記入（100字程度）

この欄には、障害や疾患の診断名、申請者個人の障害や疾患の特徴や状態の詳細、障害者手帳の有無・等級、障害や疾患の発症・診断時期などを記入してください。怪我等により配慮を希望する場合も状況を詳しく記入してください。詳細は根拠資料や状況報告書を確認しますので、過度な個人情報や医薬品の詳細な用量等の記載は不要です。

【記入例】

子供の時から両側の耳に、感音性難聴があります。日本の身体障害者手帳4級です。現在、常に両耳に補聴器を装着しています。

● 受験上の困難と希望する受験上の配慮 必ず記入（100～300字程度）

どのような困りごとがあり、いつ／どの場面で／何が起きるかを記載してください。障害の状況と受験上の困難の関連から、どのような受験上の配慮を希望するのか説明してください。症状が悪化したり受験上の困難が増加したりする条件があれば記載してください。

【記入例】

4歳の時に聴覚障害の認定を受け、補聴器を装用するようになりました。静かな環境であっても、補聴器がないと、音や声をはっきり聞きとれないことがあります。騒音がある環境では、聞き取りが極めて難しいです。そのため、補聴器をつけていても、試験監督の指示を聞き漏らす可能性や、聽解試験の音がはっきり聞こえない可能性があります。スピーカーの位置によっては、音がさらに聞き取れない可能性がありますので、次の配慮を希望します。①補聴器の持参使用（試験時間中は通信機能を使用しない）②注意事項等の文書による提示③スピーカー近くの座席の配置④必要に応じ、少人数の別室（スピーカーと座席の位置をその場で調整しやすいことが想定されるため）

➤ 使用予定の補助具の概要

持参する物品がある場合、具体的な物品の写真やカタログの情報があれば、画像をアップロードしてください。

4. これまでの実績

これまでに学校や試験で配慮を受けたことがある場合、どのような配慮を受けたのか状況を書いてください。

➤ **学校生活で受けた配慮（該当する場合書いてください）**

これまでに学校生活で配慮を受けた場合、「学校名」「配慮を受けた時期」「どのような配慮を受けたのか」を詳しく説明してください。特に、どのような配慮が有効であったのか書いてください。

【記入例】

「状況報告書」に書いてあるとおり、ABC高校の1年から3年生の定期試験で、①補聴器の持参使用（試験時間中は通信機能を使用しない）②注意事項等の文書による提示③スピーカー近くの座席の配置④必要に応じ、少人数の別室の配慮を受けたところ、音を聞く際に、ききとりやすくなり、学校でも困ることが減りました。

➤ **EJUで受けた配慮（該当する場合書いてください）**

EJUを受験したことがあり、配慮を受けた場合、その時の受験番号と、配慮の内容を書いてください。

【記入例】

2025年度第1回のEJU（受験番号51*0103*123456）で、補聴器の装用、スピーカー近くの座席に配置する配慮を受けました。

➤ **EJU以外の試験で受けた配慮（該当する場合書いてください）**

これまでに入試や他の試験で配慮を受けた場合、「時期」「試験名」「どのような配慮を受けたのか」を詳しく説明してください。

【記入例】

2024年9月に韓国で実施された修能試験において、補聴器の装用、スピーカー近くの座席に配置する配慮を受けました。

5. 希望する受験上の配慮事項の内容

これらの配慮内容は個々の症状や状態等により、**必要に応じて申請することができます**ですが、EJUを受験する上で**必要な配慮のみ**選んでください。複数の受験上の配慮を申請することや、表に記載がない受験上の配慮内容を申請することもできます。その場合、「備考欄」に障害状況を具体的に記載し、根拠資料を提出してください。試験会場の設備等の制約等により、希望する受験上の配慮事項が実施できない場合がありますので、第2希望がある場合は、「備考欄」に具体的に記載してください。

なお、ここで申請することは、希望する受験上の配慮の提供が約束されるものではありません。

➤ 希望する受験上の配慮事項（あてはまるものを全て選択）

試験会場に関する配慮

- 試験会場への自動車による入構
- 試験室入口までの付添者の同伴
- その他バリアフリー対応が可能な試験会場での受験

試験室の配置に関する配慮

- トイレに近い試験室での受験
- 1階またはエレベーターが利用可能な試験室での受験
- 別室での受験

※「少人数・個室どちらでもよい」か「個室に限定」どちらか選択

【備考欄】別室での受験で「個室に限定」を希望する場合、その理由を具体的に記載

試験室内の座席配置に関する配慮

- 窓側の明るい座席を指定
- スピーカー近くの座席を指定
- 出入り口に近い座席を指定

試験室内の介助、机、椅子等に関する配慮

- 試験室内での介助者・補助犬等の同伴
- 可動式机・椅子での受験
- 車椅子の持参使用
- 特製机・椅子の持参使用

【備考欄】持参使用物がある場合、型番、サイズを具体的に記載

注意伝達方法

- 注意事項等の文書による伝達

問題提示方法に関する配慮

- 拡大問題冊子の配付 ※希望する科目を選択
- 点字による出題 ※希望する科目を選択
- 問題文の読み上げ ※希望する科目を選択

解答方法に関する配慮

- 拡大解答用紙の配付 ※希望する科目を選択
- 問題冊子への直接記入による解答 ※希望する科目を選択
- 点字による解答 ※希望する科目を選択
- 代筆者による解答 ※希望する科目を選択

聴解・聴読解試験に関する配慮

- 聴解・聴読解試験の免除

試験時間に関する配慮

- 試験時間の延長（1.3倍） ※希望する科目を選択
- 試験時間の延長（1.5倍） ※希望する科目を選択

試験時間の延長が認められない場合、

- 代わりの配慮を希望する/希望しない

【備考欄】試験時間の延長が認められない場合に希望する受験上の配慮事項を具体的に記入してください。

試験時間中の持参使用等に関する配慮

- 補聴器または人工内耳
- イヤホンまたはヘッドホン
- 拡大鏡（電子機能がある場合）
- 点字盤または点字タイプライター
- リーディングルーラー
- 遮光眼鏡

【備考欄】製品名、型番、電子機能の有無、通信機能の有無、イヤホンまたはヘッドホンの場合はモジュラー規格を記入してください。

【記入例】

○○社製・型番○○○3.5mmプラグ 3極または4極 CTIA規格

試験時間中の使用動作

- 試験時間中の服薬・飲食・点眼

根拠資料の準備

根拠資料は、受験上の配慮の決定を行う際に必要な書類です。申請にあたっては、申請者自身の障害の状況および受験に際して生じる困難を整理し、希望する受験上の配慮との関連が客観的に明らかになるよう、根拠資料を準備してください。準備にあたり不明な点がある場合は、早めに相談してください。

提出する根拠資料は、以下のようなものが例として挙げられます。申請者が希望する受験上の配慮について、その必要性を客観的に示すものを提出してください。以下の1~5は、いずれか一つのみで足りるというものではなく、複数の資料を組み合わせて提出し、障害の状況と受験上の配慮の必要性を明確に示すことが望されます。

- 1. 学校の教員等、申請者の学習状況をよく知る人物が作成した、学校生活における教育支援及び合理的配慮の状況、その経緯を詳しく記載した書類**（以下、「状況報告書等」といいます。）

- 2. 医学的基準に基づいた診断書**（以下、「診断書」といいます。）

診断書は、DSM-5やICD-10/11等の国際的に確立された診断基準に基づき、診断名がどの症状に該当すると判断されたのか、その症状がどのように確認されたのかを含めて記載されたものを指します。単に診断名のみが記された簡略な診断書では、受験上の配慮の判断に必要な根拠として十分ではありません。

- 3. 医師または有資格の専門職が作成した、障害の状況を説明する数値等を含む検査結果及びその所見**（以下、「心理検査の結果」といいます。）

心理検査の結果は、単に数値のみが記載された資料では不十分です。検査結果の数値と申請者の特性が、受験上の困難及び受験上の配慮の必要性とどのように関連しているのかを具体的に説明した所見を含めて提出してください。

- 4. 公的機関が発行した障害の認定書類**（例：日本における障害者手帳、または海外の同等の公的証明書）（以下、「障害者手帳」といいます。）

これらは障害の有無や等級等を確認する資料として有効ですが、それだけでは受験上の配慮の必要性を判断するには十分でない場合があります。したがって、障害の区分や程度、具体的な状況が確認できる記載があるもの、または他の資料と併せて提出することが望されます。

- 5. その他**

その他、希望する受験上の配慮に関して、客観的にその必要性を説明する根拠資料があれば、提出してください。

根拠資料提出時の留意事項

- ✓ 診断書や検査結果は、次の内容が含まれている必要があります。
 - ・ どこで行われた検査、診断か
 - ・ 誰が行った検査、診断か
 - ・ いつ行われた検査、診断か
 - ・ 検査結果や診断書を作成したのは誰か
- ✓ 日本語または英語以外の書類には、必ず日本語か英語の訳を添付してください。
- ✓ 書類の文字や画像は、視認できる大きさで、書いてある内容がよく見えるものにしてください。
- ✓ 根拠資料は原本ではなく写しの提出が可能です。

状況報告書等

出身校の教員、日本語学校の教員、または保護者等が作成してください。申請者の障害の症状や状態、学校生活における支援や合理的配慮の状況など、受験上の配慮が必要であることを裏付ける内容を具体的に記載してください。

● 個別の支援計画・個別の指導計画等

申請者への教育上の特別支援の対応として、日本的小・中・高等学校に相当する教育段階に作成された学習目標や支援内容、本人または保護者の希望を記録した計画書があればご提出ください。

また、申請者の出身校や日本語学校などが、申請者の障害に関連して、過去に、何を根拠に、どのような支援を行うと判断したか、また、どのような支援を行ってきたかを、出身校の教員や日本語学校の教員が状況報告書に具体的に記載してください。諸事情により出身校及び日本語学校の教員からの状況報告書の提出が難しい場合や、教員以外からの追加的な説明を加えることが望ましい場合は、保護者等による説明を加えて構いません。

● 授業中や試験時間中に見られる障害の影響

状況報告書を作成する教員から見た、申請者の学校生活における障害の症状や行動の頻度・程度を具体的に記載してください。

● 配慮実施の来歴

申請者が希望する受験上の配慮が、これまで学校等で実施してきた場合には、その内容を具体的に記載してください。

【記入例】

申請者は、日常的に補聴器を装用している。騒音環境では教師の声や他の学生の声の聞き取りに困難が生じるとの申し出があったため、通常の授業では、座席位置を前方に配置し、丁寧に板書するなどの配慮を行っている。医師の総合的所見から、学校において支援計画を作成し、リスニング試験では次の配慮を行なった。①補聴器の持参使用の許可（試験時間中は通信機能を使用しない）。②定期試験において、注意事項等の文書による提示。③リスニングを伴う授業の場合や試験時において、スピーカー近くの座席の配置。④定期試験において、別室にてCDプレイヤーを個別に設置。これらの配慮を実施したところ、リスニング試験でも実力相応の点数を取ることができている

様子が見受けられた。

状況報告書の記載にあたり、特に具体的に記載してほしい事項

申請者が次の配慮を希望している場合、状況報告書の作成者の所見を記載してください。

● 別室での受験

- ・授業において、別室対応を行っているか。
- ・学校の試験において、別室対応を行っているか。

● 代筆解答

- ・試験に要する解答時間はどの程度か。(実際の時間)
- ・筆記のために代筆者や機器を使用しているか。

● 聴解・聴読解免除

- ・ことばの聞き取りにおいてどのような困難があるか？
- ・普段の授業ではどのように対応しているか？
- ・聴解の授業ではどのように対応しているか？
- ・学校での聴解試験ではどのように対応しているか？

● 試験時間の延長

- ・授業における読み書きの速度は、他の学生と比較してどうか。
- ・学校の試験で時間延長の配慮を行っているか。通常はどの程度の延長を認めているか。
- ・実際に使用した延長時間（許可時間ではなく、申請者が実際にどの程度の時間を利用したのか）を記載してください。
- ・延長した時間をどのように使用しているか（例：問題を解く、見直す、休憩を取る等）。
- ・試験時間の延長によって解答状況や成績等にどのような変化があったか。

● 持参して使用する器具・機器がある場合

- ・普段の授業等ではどのような教材で学習しているか？
- ・授業を受けている際に必要な器具・機器等はあるか？

診断書

診断書は、受験上の配慮の要否を判断するための主要な根拠資料です。以下の要件を満たすことが求められます。

- **診断及び検査等所見が明確であること**

- 診断はDSM-5やICD-10/11を基準に、機能障害の内容や程度を具体的に説明してください。

- **日付の記載**

- 申請者が受傷した日、初診日を記載してください。
- 外傷の場合は回復予定日、障害の場合は障害認定日を記載してください。

- **最新の情報であること**

- 原則として5年以内に作成された資料を提出してください。

- **症状の概要**

- 試験の場面で症状が発生する場合、どのような症状が何回くらい出るか、症状がどれくらい持続するかを記載し、それが試験にどのように影響するかを具体的に記載してください。

【記入例】

120分の試験時間中、この症状が2～3回程度、ほぼ必ず出現し、それぞれ5分程度持続する。症状の程度は重度で症状が出ている間は全く作業できない。

- **症状への対処法**

- 症状に対する対処方法・支援方法を記載してください。申請者が希望する受験上の配慮が対処法に含まれる場合は、その旨を記載してください。

※発達障害や精神疾患の場合35ページの「**特記事項：心理検査及び認知機能検査に関して**」も参照してください。

障害等の種類ごとに以下の検査結果を提出してください。検査結果には、診断および受験上の困難とどのように関係するかを示した所見を記載してください。

➤ **視覚障害の場合**

- 眼科で受けた視力および視野障害の検査結果を示す資料

➤ 聴覚障害の場合

- ・ 耳鼻科で受けた検査の結果を示す資料
 - 周波数ごとの聴力の状態を示す資料（オージオグラム等）
 - 聴覚障害の程度が軽度であっても、ことばの聞き取りが困難な場合には、そのことがわかる資料（語音聴力検査、聴覚情報処理検査の結果等）

➤ 肢体不自由の場合

- ・ 整形外科等で受けた検査の結果を示す資料

➤ 発達障害や精神疾患の場合

- ・ 心理検査等の結果を示す資料

※「**特記事項：心理・認知機能検査について**」を参照してください。

特記事項：心理検査及び認知機能検査について

発達障害や精神疾患により、心理検査及び認知機能検査（この項では、以下「検査」といいます。）を医師または検査を実施できる資格を有する専門職（例：公認心理師、臨床心理士等）に依頼する際は、次の点に留意するよう伝えてください。

● 診断書の所見に含めるべき内容

- ・ 検査の目的・実施方法・得点解釈を含む簡潔な要約
- ・ 検査の結果を基にした総合的な所見
- ・ 検査結果が受験上の困難や希望する受験上の配慮と対応していることを説明する所見

※申請者が試験時間の延長を希望している場合、20ページ「試験時間の延長に関する留意事項」も参照してください。

● 検査の条件

- ・ 個別に実施されたものであること
- ・ 統計的に標準化された信頼性のある検査であること
- ・ 標準化マニュアルに準じて実施されていること
- ・ 国際的または日本国内で使用されていること（日本以外の国で使われている検査である場合は、その検査の標準化と信頼性・妥当性の検証状況について、説明を記載すること）

● 検査の選択

- 申請者の受験上の困難を最もよく示す、標準化検査を受けてください。
例：限局性学習症等に対する時間延長申請の場合は、WISC等の検査に加えて、読み書きの速度や正確性を測定できる検査が望ましいです。

● 一般的に利用される心理検査項目の領域

- 認知および学習
- コミュニケーションおよび相互作用
- 感覚および身体
- 社会・情動・メンタルヘルス

● 心理検査の具体例

- 発達障害のある人への標準化された検査として、日本では、K-ABC II、STRAW-R、RaWF、WISC-V（児童用）、WAIS-IV（成人用）などがあり、必要に応じて、感覚・行動面の特性を把握するために感覚プロファイルやVineland-II適応行動尺度等が使われています。

公的機関が発行した障害認定書（障害者手帳等）の例

公的機関が発行する認定書は次のようなものがあります。

日本：障害者総合支援法に基づく「障害者手帳」

中国：障害者保障法に基づく「障害者カード」

アメリカ：1973年リハビリテーション法第504条に基づく教育支援計画
「504PLAN」

これまでに入試や各種試験の受験時に配慮を受けた時の資料

あなたがこれまでに入試や受験時に配慮を受けた場合、試験実施機関が作成した受験上の配慮事項に関する決定通知書、受験上の配慮に関する事実が記載されている資料、もしくはその配慮実施に関わった教員等が作成した資料があれば提出してください。

配慮事項別の根拠資料に関する留意事項

別室での受験（個室）に関する留意事項

別室での受験（個室）の申請時に必要な根拠資料は次のとおりです。

- ・ 個室が必要であることを示す明確な理由の説明（医師等の意見書など）
- ・ 学校での試験において同様の配慮を受けているかどうかの記録

試験時間の延長に関する留意事項

試験時間の延長を申請する場合には、以下の条件を満たす根拠資料が必要です。

● 根拠資料に含めるべき事項

- ・ 限局性学習症やADHD等の機能障害が、読み・書き・計算などの解答時間に具体的にどう影響しているか。
 - ・ 希望する延長時間の長さ（1.3倍または1.5倍の試験時間）の必要性を裏付ける客観的理由。
- ※ 試験時間の延長を求める場合には、医学的診断書と心理検査結果、学校等で実施された配慮の内容およびその効果の間に、一貫した説明があることが望ましいです。時間制限下での課題遂行の困難さと延長時間の必要性が、客観的資料に基づいて総合的に説明されていることが重要です。

● 根拠資料に記載された内容が十分ではなく、審査の際、根拠が不十分であると見なされる例

- ・ 「ADHDと診断する。試験時間の延長を要すると判断する」といった短い記載だけでは、根拠資料として不足があります。ADHDと診断されているという事実だけでは、EJUでは時間延長を認めていません。どのような根拠資料から申請者が希望する時間延長の必要性が導かれたのか、具体的かつ総合的に記載してください。

● 試験時間の延長の妥当性

- ・ 1.3倍と1.5倍のいずれを希望する場合も、その区別を正当化できる理由を診断書等に記載してください。

【記入例】

1.5倍が妥当と判断される読み書きや計算の速度への影響、教育支援の実績が客観的に示されている。

提出された書類における受験上の配慮を提供するための情報が不十分であった場合は、JASSOから申請者に追加の情報や書類等の提出を求めることがあります。

持参使用に関するもの・実施行為一覧

(1) 受験上の配慮申請が必要で、根拠資料の提出が必要な事項

- ・補聴器または人工内耳の装用
- ・イヤホンまたはヘッドホンの持参使用
- ・太い弦の眼鏡（不正乱視用）
- ・点字ディスプレイ
- ・点字器(パーキンスブレイラー等)
- ・リーディングルーラー(電子機能あり)の持参使用
- ・拡大鏡(電子機能あり)の持参使用

(2) 受験上の配慮申請が必要で、根拠資料の提出が不要な事項

- ・帽子等頭髪を覆う衣服の着用
- ・眼帯
- ・遮光眼鏡(各色レンズ眼鏡)の装用
- ・ギプス
- ・クッション(医療用、座布団など)
- ・手袋
- ・自助具（指の低握力補助具等）
- ・拡大鏡(電子機能なし)の持参使用
- ・リーディングルーラー(電子機能なし)の持参使用
- ・拡大読書器(モバイル型、据え置き型)の持参使用
- ・内服薬、外用薬
- ・補助食品
- ・歩行器
- ・車椅子の持参使用
- ・試験時間中の点眼
- ・試験時間中の服薬(内服薬、外用薬)
- ・試験時間中の飲食(補助食品)

(3) 受験上の配慮申請が不要な事項

この冊子の8ページ「受験上の配慮申請をしなくても試験室に持ち込めるもの・試験時間中に許可される行為」をご確認ください。

個人情報の扱いについて

個々の社会的障壁の把握に必要な情報を適切に把握し、受験上の配慮を提供するため、JASSOは申請者から個人情報を取得しますが、EJUに関する業務に必要な場合、またはJASSOや国が実施する留学生事業に必要な場合を除いて、あなたの同意なしに、あなたの個人情報（名前、生年月日、性別、国・地域、住所、顔写真、成績（答案を含む）、JASSOが承認した配慮内容等）をあなた以外の第三者に開示することはありません。

虚偽の記載があった場合

申請書類に記載された内容に虚偽の内容が含まれている場合や提出された書類が虚偽の書類であった場合は、不正行為として成績が無効になります。過去に受験した試験であっても、申請内容に虚偽があったことが後日判明した場合、成績は無効になり、申請者の成績を照会した大学等にその旨を通知します。また、悪質な不正行為とみなし、以降のEJUの受験を認めないことがあります。

よくある質問

Q. 現在、日本に住んでいませんが、試験を日本国内で受験し、受験上の配慮を申請できますか。

A. 受験地に関わらず、受験上の配慮の申請ができます。

Q. 普段から体調が悪いですが、受験上の配慮を申請できますか。

A. 申請できますが、提出された書類をJASSOが審査の上、決定します。

Q. 申請した結果はいつわかりますか。

A. 第1回：5月下旬、第2回：10月下旬頃、申請者もしくは代理人にメールで通知します。

Q. 受験上の配慮の申請書類受付期間が過ぎてしましましたが、受験上の配慮を申請できますか。

A. EJU出願後の不慮の事故等（交通事故、負傷、発病、症状の悪化等）により、受験上の配慮を希望する場合は、申請に基づき審査の上、「受験上の配慮案内」に準じた受験上の配慮事項を決定します。この申請は申請する理由が出願後に発生したときに限り行うことができるものです。したがって、期限までに申請すべき内容であった場合には、申請を受け付けません。

Q. 期限内に根拠資料を全部提出できるか心配です。

A. 期限内に提出できる資料を先に提出してください。提出時期について心配な場合は、早めに相談してください。

Q. 幼少期に受けた心理検査の結果は有効ですか。

A. なるべく最新の検査が望ましいです。最新の結果を提出できない場合、理由を申告してください。最新の結果でなくとも根拠書類として提出できますが、その場合、当時の心理検査を受けたときの状態と現在の状態が同様であることを説明してください。

Q. 日本語学校の先生が作成した文書は根拠資料として有効ですか。

A. 日本語学校の先生が作成した文書は「状況報告書」に該当します。それ以外に、診断書等も提出してください。

Q. ADHD です。試験時間の延長を希望していますが、どのような根拠資料を提出すればよいですか。

A. 「根拠資料の準備」に記載されている資料を参考してください。

Q. 診断書を提出すれば試験時間の延長が認められますか。

A. 診断書に記載された内容によります。試験時間の延長が承認されるためには、検査結果等から試験時間の延長が必要かつ適当であることが確認できると、診断書に具体的な根拠とともに記載されている必要があります。

Q. 今まで在籍した学校で配慮を受けたことがありませんが、試験時間の延長を申請できますか。

A. 過去の配慮実績のみが審査の判断要素ではありません。今まで在籍した学校で、試験時間の延長が行われていない場合も申請できます

Q. 他の試験では試験時間の延長が認められましたが、EJU でも認められますか。

A. 他の試験における実績は審査における判断要素の一つとして取り扱うことができます。申請にあたっては、試験時間の延長が必要かつ適当であることが確認できる根拠資料を提出してください。